

居宅介護支援事業所として...

介護保険の申請代行、認定調査、ケアプラン作成、介護サービス相談、などを行います。

利用手続き

- 電話での受付もしております。
TEL 36-8832
- 介護認定を受けている方
※ケアプラン作成や更新手続きを致します。
- これから認定を受けられる方
※当施設で認定申請の諸手続きの代行を致します。
※担当のケアマネージャーが訪問して詳しくご説明申し上げます。

知り得た情報については、個人情報保護法に基づき厳重に管理されます。

お気軽にご相談下さい

津軽保健生活協同組合
健生訪問看護ステーション
たまち
tamati@r20.7-dj.com
〒036-8045
弘前市大字野田1丁目1の27
TEL 36-8833
FAX 36-8839

津軽保健生活協同組合
健生訪問看護ステーションたまち
ふじしろ支所
fujisiro@r20.7-dj.com
〒036-8373
弘前市大字藤代2丁目12の1
TEL 36-5581
FAX 36-7060

津軽保健生活協同組合
健生訪問看護ステーションたまち
ちとせ支所
titose@r20.7-dj.com
〒036-0356
黒石市ちとせ3丁目7番地
TEL 53-6587
FAX 53-6581

津軽保健生活協同組合

安心して快適な療養生活を
ご自宅へ...

津軽保健生活協同組合

健生訪問看護
ステーション **たまち**

健生訪問看護
ステーション **ふじしろ支所**

健生訪問看護
ステーション **ちとせ支所**





ご自宅での療養援助と安心で快適な生活を支援します

機能強化型訪問看護事業所として 訪問看護を提供致します

健生訪問看護ステーション「たまち」

看護師が多く、カテーテル類が入っている方、難病の方、在宅看取り、精神科看護等多様に対応しています。居宅介護支援事業所も併設しケアマネージャーもいます。職員の計画的な研修や看護学生の受け入れもし、人材育成にも力を入れているステーションです。



ご利用できる方

医療保険又は介護保険でご利用できます。

- ※主治医が必要と認めた方
- ※ご自宅で療養している方で身体の動きの悪い方
- ※在宅での介護・看護の必要な方
- ※カテーテル類が挿入されている方
- ※他医療的処置が必要な方
- 生活保護、自立支援医療制度、難病指定の医療機関となっております。

訪問看護の内容

- ①かかりつけ医の指示書に基づく看護
 - ※病状及び全身状態の観察
 - ※清拭、洗髪等による清潔の保持
 - ※食事及び排泄等の日常生活の援助
 - ※褥瘡の予防・処置
 - ※リハビリテーション
 - ※カテーテル等の管理
 - ※その他必要な医師の指示による看護処置及び看護ケア
- ②家族の介護指導並びに生活の質の向上に関する相談、助言
- ③療養上必要な社会資源の活用方法等の助言及び関係機関との連絡・連携
- ④在宅での看取りを希望する方への援助、終末期の看護

営業日

※訪問看護日：通常 月曜日～金曜日
(午前8時30分～午後4時40分)

休日：日曜・祝日・メーデー(5/1)
盆休(8/13～14)創立記念日(8/1)
年末年始(12/30～1/3)

1回の訪問時間

- 介護保険 ケアプランによる時間となります。
- 医療保険 30分～1時間程度
- 介護保険利用者様の病状が不安定になった場合、主治医より「特別指示書」が発行され、医療保険に変わる場合があります。

利用料

- ※医療保険ご利用の方は健康保険等による自己負担分となります。
- ※介護保険ご利用の方は、介護保険法による一部自己負担となりますが、支給限度額を超える場合には全額負担となります。

ご利用の方法

- ※まず、かかりつけの医師又は看護師やケアマネージャーにご相談ください。
- 直接、電話でのご相談も受け付けております。
- ※お申し込みに必要なものは、
 - ①健康保険証
 - ②介護保険被保険者証
 - ③印鑑

かかりつけ医師との関わり

- ※かかりつけの医師の診療は、そのまま受けられます。
- ※かかりつけの医師から「訪問看護指示書」を戴いてから訪問看護を開始します。訪問看護指示書料が発生いたします。

緊急時の連絡

- ※病状の変化や不安がありましたら、休日・夜間を問わず、いつでも対応いたします。まずは電話連絡を頂き、必要に応じて訪問いたします。